

役員等報酬規程

平成 20 年 12 月 16 日 制定
平成 22 年 2 月 25 日一部改定
平成 29 年 2 月 14 日一部改定
平成 29 年 6 月 5 日一部改定
令和 元年 6 月 21 日一部改定
令和元年 9 月 26 日補則改定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人明光会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の対価として支払われるものである。

(評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第 3 条 評議員が評議員会に出席したときは、1 人 1 日に当たり 1 万円の報酬及び実費弁償費 5 千円を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第 4 条 2 項の定める報酬及び実費弁償費は支払わないものと定める。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、1 人 1 日に当たり 1 万円の報酬及び実費弁償費 5 千円を支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、旅費規程に準ずる。

(理事、評議員の報酬額の決定)

第 4 条 全理事への各年度の報酬額の総額（施設職員給与を除く）は、1, 0 0 0 万円の範囲内とする。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1 人 1 日に当たり 1 万円の報酬及び実費弁償費 5 千円を支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、旅費規程に準ずる。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、1 人 1 日に当たり 1 万円の報酬及び実費弁償費 5 千円を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、1 人 1 日に当たり 5 万円の報酬及び実費弁償費 5 千円を支払うものとする。なお、同一日に法人及び施設の運営の業務にあたった場合及び研修等に出席した場合は、上記金額のみとする。

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営の業務にあたった場合及び研修等に参加した場合は、1人1日に当たり1万円を報酬及び実費弁償費5千円を支払うものとする。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、旅費規程に準ずる。

(苦情対応第三者委員・虐待防止第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情対応第三者委員・虐待防止第三者委員が理事会及び評議員会に参加したときは、1人1日に当たり1万円の報酬及び実費弁償費5千円を支払うものとする。なお、同一日に開催された評議員会に参加したときは、評議員会参加に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員・虐待防止第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 苦情対応第三者委員・虐待防止第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応、虐待防止の対応の業務にあたった場合は、1人1日に当たり1万円の報酬及び実費弁償費5千円を支払うものとする。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、旅費規程に準ずる。

(法人会長の報酬額の決定)

- 第7条 法人会長への各年度の報酬額の総額(施設職員給与を除く)は500万円の範囲内とする。

(法人顧問の勤務報酬等)

- 第8条 法人顧問が理事会及び評議員会に参加したときは、1人1日に当たり1万円の報酬及び実費弁償費5千円を支払うものとする。なお、理事会に参加し、かつ同一日に開催された評議員会に参加したときは、評議員会参加に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて顧問契約に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 2 法人顧問が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、1人1日に当たり1万円の報酬及び実費弁償費5千円を支払うものとする。
 - 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、旅費規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

- 第9条 役員等の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残高を本人に支給する。
- 2 その支給は、支給要件の発生の都度、本人名義の金融機関口座に振り込むことにより行う。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

1 この規程は、平成21年1月1日より施行する。

この規程は、平成22年3月1日より施行する。

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月5日に施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

この規程は、令和元年6月21日に施行し、平成31年4月1日に遡って適用する。

この規程は、令和元年9月26日に施行し、平成31年4月1日に遡って適用する。